芦屋市都市景観条例の改正について

1 改正の趣旨

景観法に基づく景観行政団体への移行に伴い、景観計画に係る手続等を定めるとともに、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 景観アドバイザーの設置 (第7条の2関係)

市長は、景観形成施策の実施に関し必要な事項を調査するため、景観に関し優れた識見を有する者のうちから地方自治法に基づく専門委員として、景観アドバイザーを置くこととする。

- (2) 景観計画の策定等(第7条の3から第7条の5まで関係)
 - ア 景観計画の策定又は変更においては、都市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととする。
 - イ 景観計画の策定又は変更に係る住民提案に対し、その必要がないと決定し、 通知を行う場合においては、審議会の意見を聴かなければならないこととする。
 - ウ 景観計画区域内において届出を要しない行為として,条例で定める行為は, 次のとおりとする。
 - (ア) 景観地区内における認定の対象とならない小規模な工作物に係る行為
 - (4) 都市計画法に基づく開発行為
 - (ウ) 通常の管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為
- (3) 大規模建築物等の景観協議(第23条関係)
 - ア 市長は、大規模建築物等の景観協議が行われた場合において、必要があると 認めるときは、景観アドバイザーの意見を聴くことができることとする。
 - イ 市長は、良好な景観形成のために必要があると認めるときは、景観への配慮 方針及び当該景観への配慮方針に対する景観アドバイザーの意見を公表するこ とができることとする。
- (4) 景観重要建造物に関する事項(第34条から第37条の3まで関係)
 - ア 景観重要建造物の指定及び指定の解除をしようとするときは、審議会の意見 を聴き、指定及び指定の解除をしたときは、その旨を告示しなければならない こととする。
 - イ 景観重要建造物の現状変更の許可を受けた者は、その行為が完了したときは、 市長に届け出なければならないこととする。

- ウ 景観重要建造物の原状回復を命じようとする場合又は管理に関する命令若し くは勧告をしようとする場合においては、審議会の意見を聴かなければならな いこととする。
- エ 景観重要建造物の管理の方法の基準を次のとおり定める。
- (ア) 通常の管理行為として修繕を行うときは、当該修繕前の外観を変更しない こと。
- (イ) 消火器の設置その他の防災上の措置をとること。
- (ウ) 滅失又は損傷を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に 点検すること。
- (5) 景観重要樹木に関する事項(第37条の4及び第37条の5関係)
 - ア (4) (工を除く。) については、景観重要樹木について準用する。
 - イ 景観重要樹木の管理の方法の基準を次のとおり定める。
 - (ア) 良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
 - (イ) 滅失, 枯死等を防ぐため, 病害虫の駆除その他の措置をとること。
- (6) その他規定の整備
- 3 施行期日等
- (1) 平成26年4月1日
- (2) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正 景観アドバイザーの設置に伴う規定の整理
- (3) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正

景観アドバイザーの報酬を日額11,200円とする。

地方自治法抜粋

- 第174条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
- 3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し 必要な事項を調査する。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

景観法抜粋

(景観計画)

- 第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域 及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに 該当する土地(水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同 じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。) を定めることができる。
 - (1) 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
 - (2) 地域の自然,歴史,文化等からみて,地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
 - (3) 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
 - (4) 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
 - (5) 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域
 - (第2項から第11項まで省略)

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第14条 景観行政団体は,第12条の規定により同条の判断をした結果,計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは,遅滞なく,その旨及びその理由を,当該計画提案をした者に通知しなければならない。

(第2項省略)

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令(第4号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。)で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(第1号省略)

(2) 工作物の新設, 増築, 改築若しくは移転, 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)

(第3号及び第4号省略)

(第2項から第6項まで省略)

- 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - (第1号から第10号まで省略)
- (11) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(景観重要建造物の指定)

第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針 (次条第3項において「指定方針」という。)に即し、景観計画区域内の良好な景 観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その 他の物件を含む。以下この節において同じ。)で国土交通省令で定める基準に該当 するものを、景観重要建造物として指定することができる。

(第2項及び第3項省略)

(現状変更の規制)

第22条 何人も,景観行政団体の長の許可を受けなければ,景観重要建造物の増築, 改築,移転若しくは除却,外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩 の変更をしてはならない。ただし,通常の管理行為,軽易な行為その他の行為で政 令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については,この限りでない。

(第2項及び第3項省略)

4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、 同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公 共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議 しなければならない。

(原状回復命令等)

第23条 景観行政団体の長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(第2項及び第3項省略)

(景観重要建造物の所有者の管理義務等)

第25条 (第1項省略)

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

第27条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の

理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

(第3項省略)

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

第33条 (第1項省略)

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

芦屋市都市景観条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

	(「 / / / / / / / / / / / / / / / / / /						
改正案	現行						
目次	目次						
前文	前文						
第1章 総則(第1条一 <u>第7条の2</u>)	第1章 総則(第1条— <u>第7条</u>)						
第1章の2 景観計画等(第7条の3―第7条の5)							
第2章~第4章 (省略)	第2章~第4章 (省略)						
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木(第34条―第37条の5)	第5章 景観重要建築物等(第34条—第37条)						
第6章 <u>削除</u>	第6章 景観市民団体等(第38条一第40条)						
第7章~第9章 (省略)	第7章~第9章 (省略)						
附則	附則						
(定義)	(定義)						
第2条 (省略)	第2条 (省略)						
2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該						
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。						
(1)~(6) (省略)	(1)~(6) (省略)						
	(7) 景観重要建築物等 景観の形成上重要な価値がある建築物又						
	は工作物で市長が指定するものをいう。						
<u>(7)</u> 事業者 本市において事業活動を行うものをいう。	(8) 事業者 本市において事業活動を行うものをいう。						
(8) 設計者等 建築物又は工作物の設計又は施工を業として行う	(9) 設計者等 建築物又は工作物の設計又は施工を業として行う						
者をいう。	者をいう。						
(<u>市</u> の責務)	(<u>市長</u> の責務)						
第4条 市は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基本	第4条 市長は、この条例の目的を達成するため、景観形成における基						

理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる計 画(以下「畳観形成基本計画」という。)を策定し、その計画に基 づき景観の形成の施策を実施しなければならない。

(市民の青務)

する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者及び設計者等の青務)

第6条 事業者及び設計者等は、景観の形成に寄与するよう努めるとと 第6条 事業者及び設計者等は、景観の形成に寄与するよう努めるとと もに、市その他の行政機関が実施する景観の形成に関する施策に協 力しなければならない。

(景観アドバイザー)

- 第7条の2 市長は、景観形成施策の実施に関し必要な事項を調査する ため、景観に関し優れた識見を有する者のうちから地方自治法(昭 和22年法律第67号) 第174条の規定に基づく専門委員として、景観ア ドバイザーを置く。
- 2 景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

第1章の2 景観計画等

(景観計画)

- 第7条の3 市は、景観形成基本計画に即して、法第8条第1項に規定す る景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじ め、審議会の意見を聴かなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第7条の4 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとすると

現行

本理念と施策方向を示すとともに、施策の実現のための指針となる 計画(以下「畳観形成基本計画」という。)を策定し、その計画に 基づき景観の形成の施策を実施しなければならない。

(市民の青務)

第5条 市民は、景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施 第5条 市民は、景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市長が実 施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者及び設計者等の青務)

もに、市長その他の行政機関が実施する景観の形成に関する施策に 協力しなければならない。

改正案	現行
きは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	
(届出を要しない行為)	
第7条の5 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に	
掲げる行為とする。	
(1) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、認定を要する工作	
物以外の工作物に係る行為	
(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	
(3) 通常の管理行為,軽易な行為その他の行為で規則で定める行為	
(景観地区の決定等)	(景観地区の決定等)
第8条 <u>市長</u> は、法第61条第1項の規定により、都市計画に景観地区を	第8条 市は、法第61条第1項の規定により、都市計画に景観地区を定
定めようとするとき、又は都市計画法第21条第1項の規定により景観	めようとするとき、又は都市計画法第21条第1項の規定により景観地
地区に関する都市計画を変更しようとするときは、あらかじめ、審	区に関する都市計画を変更しようとするときは、あらかじめ <u>審議会</u>
<u>議会</u> の意見を聴かなければならない。	の意見を聴かなければならない。
(門, 塀, 垣, 石積み擁壁等の保存認定の手続)	(門, 塀, 垣, 石積み擁壁等の保存認定の手続)
第9条の2 市長は、第13条の2の規定による保存認定をしようとすると	第9条の2 市長は、第13条の2の規定による保存認定をしようとすると
きは、あらかじめ <u>、認定審査会</u> の意見を聴かなければならない。	きは,あらかじめ <u>認定審査会</u> の意見を聴かなければならない。
(認定を要しない建築物)	(認定を要しない建築物)
第13条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及	第13条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及
ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。	ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。
	(1) 第34条第1項の規定により景観重要建築物等として指定された
	建築物
(1) 工事,祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で,工	<u>(2)</u> 工事,祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で,工
事等の期間中に限り存続するもの	事等の期間中に限り存続するもの
(2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定める行為	<u>(3)</u> 通常の管理行為,軽易な行為その他の行為で <u>規則</u> で定める行

を行う建築物

(適用の除外)

- 第21条 第14条から前条まで(認定工作物以外の工作物にあっては、 第14条及び第16条)の規定は、次に掲げる工作物については、適用 しない。
 - (1) (省略)
 - (2) <u>法第19条第1項</u>の規定により<u>景観重要建造物</u>として指定された 工作物
 - (3) (4) (省略)
 - (5) 通常の管理行為,軽易な行為その他の行為で<u>規則</u>で定める行為 を行う工作物
- 2 3 (省略)

(大規模建築物等の景観協議)

第23条 景観地区内において、大規模建築物の建築等及び認定工作物の建設等(以下「大規模建築物等の建築等」という。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、法第63条第1項の規定による認定申請若しくは法第66条第2項の規定による通知又は第15条第1項の規定による認定申請若しくは第18条第2項の規定による通知をする前に、景観地区の建築物及び認定工作物の形態意匠の制限(第31条第3項の景観形成整備計画が定められている地区にあっては当該景観形成整備計画を含む。)の趣旨に従い、当該敷地の立地条件及び周辺環境の特徴に基づく景観への配慮の方針(以下「景観への配慮方針」という。)に関して、市長に協議しなければならない。

2 (省略)

現行

為を行う建築物

(適用の除外)

- 第21条 第14条から前条まで(認定工作物以外の工作物にあっては、 第14条及び第16条)の規定は、次に掲げる工作物については、適用 しない。
 - (1) (省略)
 - (2) <u>第34条第1項</u>の規定により<u>景観重要建築物等</u>として指定された 工作物
 - (3) (4) (省略)
 - (5) 通常の管理行為,軽易な行為その他の行為で<u>,規則</u>で定める行 為を行う工作物
- 2・3 (省略)

(大規模建築物等の景観協議)

- 第23条 景観地区内において、大規模建築物の建築等及び認定工作物の建設等(以下「大規模建築物等の建築等」という。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、法第63条第1項の規定による認定申請若しくは法第66条第2項の規定による通知又は第15条第1項の規定による認定申請若しくは第18条第2項の規定による通知をする前に、景観地区の建築物及び認定工作物の形態意匠の制限(第31条第3項の景観形成整備計画が定められている地区にあっては当該景観形成整備計画を含む。)の趣旨に従い、当該敷地の立地条件及び周辺環境の特徴に基づく景観への配慮の方針(以下「景観への配慮方針」という。)に関して、市長に協議しなければならない。
- 2 (省略)

- あると認めるときは、景観アドバイザーの意見を聴くことができる。
 あると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
- 項の規定により協議された景観への配慮方針及び当該景観への配慮 方針に対する景観アドバイザーの意見を公表することができる。
- 5 前各項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則 5 前各項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、規 で定めるものについては適用しない。

(広告物の景観指導基準)

第24条 (省略)

- 2 (省略)
- 3 市長は、景観指導基準を定めるときは、あらかじめ、審議会の意見 3 市長は、景観指導基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を を聴かなければならない。
- 4 5 (省略)

(広告物に係る要請)

第26条 (省略)

2 市長は、前項の規定により要請をするときは、あらかじめ、審議会 2 市長は、前項の規定により要請をするときは、あらかじめ審議会の の意見を聴くものとする。

(景観点)

- 第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域を、景観点とし「第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域を、景観点とし て指定することができる。
 - (1) (省略)
 - (2) 街角,駅前広場,公園及び景観重要建造物で周辺景観を特徴づ けている点

(指定等の手続)

現行

- 3 市長は、第1項の規定による協議が行われた場合において、必要が │3 市長は、第1項の規定による協議が行われた場合において、必要が
- 4 市長は、良好な景観形成のために必要があると認めるときは、第1 4 市長は、良好な景観形成のために必要があると認めるときは、第1 項の規定により協議された景観への配慮方針及び当該景観への配慮 方針に対する審議会の意見を公表することができる。
 - 則で定めるものについては適用しない。

(広告物の景観指導基準)

第24条 (省略)

- 2 (省略)
- 聴かなければならない。
- 4.5 (省略)

(広告物に係る要請)

第26条 (省略)

意見を聴くものとする。

(景観点)

- て指定することができる。
 - (1) (省略)
 - (2) 街角, 駅前広場, 公園及び景観重要建築物等で周辺景観を特徴 づけている点

(指定等の手続)

第30条 市長は、景観形成地区、景観軸又は景観点(以下「景観形成 | 第30条 市長は、景観形成地区、景観軸又は景観点(以下「景観形成 地区等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、当該 民等」という。)及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 • 3 (省略)

(空地に係る要請)

第33条 (省略)

2 市長は、前項の規定による要請をするときは、あらかじめ、審議会 2 市長は、前項の規定による要請をするときは、あらかじめ審議会の の意見を聴くものとする。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定の手続)

- ようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなら ない。
- 2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したと きは、その旨を告示しなければならない。

現行

地区等」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ当該地 地区住民、土地又は建築物若しくは工作物の所有者(以下「地区住 | 区住民、土地又は建築物若しくは工作物の所有者(以下「地区住民 等」という。) 及び審議会の意見を聴かなければならない。

2 • 3 (省略)

(空地に係る要請)

第33条 (省略)

意見を聴くものとする。

第5章 景観重要建築物等

(景観重要建築物等の指定)

- 第34条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し 第34条 市長は、景観の形成上重要な価値があると認める建築物等(こ れらと一体となって、すぐれた景観を形成しているものを含む。) で、次の各号のいずれかに該当するものを景観重要建築物等として 指定することができる。
 - (1) 地区の景観を特徴づけている建築物等
 - (2) 歴史的又は文化的価値のある建築物等
 - (3) その他市長が景観の形成を図るために必要があると認める建 築物等
 - 2 市長は、景観重要建築物等を指定しようとするときは、あらかじめ その所有者等の同意を得るとともに審議会の意見を聴かなければな らない。
 - 3 市長は、景観重要建築物等が減失、損傷等により景観の形成上価値 を失ったとき、又はやむを得ない事情があると認めるときは、審議

改正案	現行
	会の意見を聴いて第1項の規定による指定を解除することができる。
	4 市長は、景観重要建築物等の指定又は指定の解除をしたときは、そ
	の旨を告示しなければならない。
(景観重要建造物に係る行為完了の届出)	_(保全計画及びその遵守)_
第35条 法第22条第1項の規定による許可を受けた者は、同項に規定す	第35条 市長は、前条第1項の指定をしようとするときは、景観重要建
<u>る行為が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければ</u>	築物等を保全するための計画(以下「保全計画」という。)を定め
<u>ならない。</u>	<u>るものとする。</u>
2 前項の規定は、法第22条第4項の規定による協議において準用する。	2 前条第2項及び第4項の規定は、保全計画の策定及び変更について準
	<u>用する。</u>
	3 景観重要建築物等の所有者等は、保全計画に適合した管理を行うよ
	<u>う努めなければならない。</u>
(原状回復命令等の手続)_	_(景観重要建築物等に係る行為の届出)_
第36条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこ	第36条 景観重要建築物等の所有者等は、当該景観重要建築物等の現
れに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは,	状を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらか
あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	じめその内容を市長に届け出なければならない。所有権を移転し、
	又は所有権以外の権利を設定し、若しくは移転しようとするときも
	<u>同様とする。</u>
	2 前項の規定は、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、規則
	で定めるものについては適用しない。
(景観重要建造物の管理の方法の基準)_	(景観重要建築物等に係る助言又は指導)_
第37条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げると	第37条 市長は,前条第1項の規定による届出があった場合において,
<u>おりとする。</u>	届出に係る行為が保全計画に適合しないと認めるときは,当該届出
(1) 通常の管理行為として修繕を行うときは、当該修繕前の外観を	をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすること
変更しないこと。	ができる。_

改正案 現行 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をするときは、審議会の意 (2) 消火器の設置その他の防災上の措置をとること。 (3) 滅失又は損傷を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況 見を聴くことができる。 を定期的に点検すること。 (管理に関する命令又は勧告の手続) 第37条の2 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧 告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければ ならない。 (指定の解除の手続) 第37条の3 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建 造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見 を聴かなければならない。 2 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指 定を解除したときは、その旨を告示しなければならない。 (景観重要樹木についての準用) 第37条の4 第34条から第36条まで、第37条の2及び前条の規定は、法 第28条第1項に規定する景観重要樹木について準用する。 (景観重要樹木の管理の方法の基準) 第37条の5 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げ るとおりとする。 (1) 良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行う こと。 (2) 滅失, 枯死等を防ぐため, 病害虫の駆除その他の措置をとるこ と。

第6章 景観市民団体等

第6章 削除

改正案	現行
	(景観市民団体の認定)
第38条から第40条まで 削除	第38条 市長は、景観の形成を目的として活動する市民団体で、規則
	で定める規約を有し、次の各号のいずれかに該当するものを景観市
	民団体として認定することができる。
	(1) その活動が景観形成地区等の地区指定に寄与するもの
	(2) その活動が次条に規定する景観市民協定に寄与するもの
	2 前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、
	市長に申請しなければならない。
	3 市長は、第1項の規定により認定した景観市民団体が、同項の規定
	に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとす
	<u>3.</u>
	(景観市民協定の締結)
	第39条 一定の区域内に存する土地、建築物等の所有者等は、その区域のに存する土地、建築物等の所有者等は、その区域のに存する土地、建築物等の所有者等は、その区域の区域の
	域の実情に応じた景観の形成を図るため、必要な事項についての協 定(以下「景観市民協定」という。)を締結することができる。
	2 景観市民協定には、次に掲げる事項について定めるものとする。
	(1) 協定の名称及び目的
	(2) 協定の対象となる区域 (3) 協定を締結した者及び代表者の氏名(法人にあっては、その名
	(3) 協定を締結した者及び代表者の氏名(法人にあっては,その名 称及び主たる事務所の所在地)
	(4) 景観の形成に必要な基準
	(5) 協定の有効期間
	(6) 協定の <u>保</u> が有効 <u>期间</u> (6) 協定の廃止又は変更の手続
	(7) 前各号に掲げるもののほか、協定の対象となる区域の景観の刑

改正案	現行
	成に関し必要な事項
	(景観市民協定の認定)
	第40条 景観市民協定を締結した者の代表者は,前条第2項に掲げる事
	項を記載した景観市民協定書を作成し、規則で定めるところにより、
	市長に提出し、当該景観市民協定の認定を求めることができる。
	2 市長は,前項の景観市民協定書の内容が景観の形成に寄与し,かつ,
	規則で定める要件に該当するものであると認めるときは、当該景観
	市民協定を認定することができる <u>。</u>
	3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなけ
	ればならない。
	4 第2項の規定による景観市民協定の認定を受けた者は、景観市民協
	<u>定書を変更又は廃止したときは、規則で定めるところにより、その</u> 内容を市長に届け出なければならない。
	5 第2項及び第3項の規定は、景観市民協定の変更に準用する。
	6 市長は,第2項の規定により認定した景観市民協定書の内容若しく は運用が景観の形成を図る上において適正でなくなったと認めると
	き、又は第4項の規定による廃止の届出を受けたときは、第2項の規
	定による認定を取り消すものとする。
	しなければならない。
(助成等)	(助成等)
第42条 (省略)	第42条 (省略)
2 市長は、予算の範囲内において、次に掲げる経費の一部を助成する	 2 市長は,予算の範囲内において,次に掲げる経費の一部を助成する
ことができる。	ことができる。

改正案	現行				
(1) (省略)	(1) (省略)				
(2) <u>景観重要建造物</u> の所有者等が行う <u>景観重要建造物</u> の修繕等に 要する経費	(2) <u>景観重要建築物等</u> の所有者等が行う <u>景観重要建築物等</u> の修繕 等に要する経費				
(3) 景観重要樹木の所有者等が行う景観重要樹木の修復等に要する経費	(3) 景観市民団体が実施する活動に要する経費				
(4) その他景観の形成に著しく寄与すると市長が認める行為に要する経費					

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案							現	行					
(設置)					(設置)								
第2条 市	に次のと	おり附属機関を	:置く。				第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						
附属機関	附属機	担任事務	委員定	į	委員の構成	任期	附属機関	附属機	担任事務	委員定		委員の構成	任期
の属する	関の名		数				の属する	関の名		数			
執行機関	称						執行機関	称					
市長	(省略	;)					市長	(省略	;)	1	1		
	芦屋市	景観の形成に必	10人以	(1)	学識経験者	2年(臨		芦屋市	景観の形成に必	10人以	(1)	学識経験者	2年(臨
	都市景	要な事項につい	内(そ	(2)	市議会議員	時委員		都市景	要な事項につい	内 <u>及び</u>	(2)	市議会議員	時委員
	観審議	ての調査審議及	の他必	(3)	市民	は,担		観審議	ての調査審議及	特別委	(3)	市民	は,担
		び景観の形成に				任事項		会	び景観の形成に		(4)		任事項
		関する事項につ		Ø.	職員	につい			関する事項につ	, -	0.)職員	につい
		いて意見を述べ				ての審			いて意見を述べ	他必要			ての審
		ること。	若干人			議が終			ること。	に応じ			議が終
			を置く			了する				て臨時			了する
			ことが			までの				委員若			までの
			でき			期間)				干人を			期間)
			る。)							置くこ			
										とがで			
										きる。)			
(省略)							(省略	5)					
教育委員 (省略)					教育委員	(省略	;)						
会							会						

(第174条) 뀀 無

が一致しない場合もあり得るわけであるが、その場合には、予算及び条例の範囲内において職員の任免が行われなければならない(法 111111111(11111(MM))°

五 消防職員及び消防団員は、本条第一項のその他の職員には含まれない。消防職員の定員は、消防組織法第十一条第二項の規定に よる条例で定めるものである(行実 昭三六、二、七参照)。

第百七十二条 巡察

本条は、平成十八年の改正前においては、改正前の前条(第百七十二条)の規定の「吏員」は、「事務吏員」及び「技術吏員」とす ることとし、それぞれ「上司の命を受け事務(又は技術)を掌る。」とされていたが、改正により削除された。第百七十二条【解釈】 一を参照されたい。

〔専門委員〕

第百七十四条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

- 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
- ⑤ 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その確限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
- ④ 専門委員は、非常勤とする。

[解釈及び運用] 一 本条は、専門委員の設置、選任及び職務権限に関する規定である。専門委員は、常設の場合と臨時の場合とある が、そのいずれについても任意に設置することができる。その設置の意思の決定は、通常の場合、普通地方公共団体の長が行う。すな わち、長が専門委員を選任すれば、当該普通地方公共団体に置かれたことになるのであつて、その設置について必ずしも、特別に条例

なり規則の規定が必要であると解すべきではない。行政実例(昭二三、二、二六・昭二八、七、一)は、専門委員は、規則で置く方が適当 であるとしているが、条例をもつて設置及び定数を定めることも、妨げるものではないが、法文上からもまた専門委員の機能からして も、必ずそのような措置を必要とすると解する必要はないであろう。むしろ、第二項の規定は、規則で定める必要もないことを示して

いると降するのが欧当であんう。 専門委員の職務は、特定事項の調査であるから、その性格としては、第百三十八条の四第三項に規定する附属機関と同様であるとい

うことができるが、本法においては、特に普通地方公共団体の長の補助機関として規定しているといわなければならない。専門委員が 合議制ではなく行政執行のための直接の調査機能として考慮されたからであろう。

|| 専門委員の選任は、普通地方公共団体の長がこれを行い(20)、選任に関して議会は関与するものではない。専門委員は、「専門 の学職経験を有する者」でなければならないが、それ以外には法はなんら側限していないので、専門の学識経験を有すれば、議会の議

員から選任しても一応は差しつかえないようにも思われるが、議決機関、執行機関分離の法の精神からして、本法の趣旨に適合しない ものと解すべきであろう。

三 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受けて、その権限に属する事務に関して必要な事項を調査(諮問に対する答申も合き れる。行実 昭二三、二、二六)する(3)。すなわち、専門委員がその有する専門の学識経験をもつて調査研究した結果を長がその権限に **属する事務の執行及び管理のために資することとするわけである。なお、第百八十条の七の規定により普通地方公共団体の長のみなら** ず、他の執行機関の権限に属する事務についても、委託を受けて調査することができることとされている。

四 専門委員は、普通地方公共団体の職員であり、長の補助機関に属する非常勤の職とされ(4)、地方公務員法上は、特別職に属す る (地公法三3m)。したがつて、同法の規定は、原則として適用されず、その身分取扱いについては、法附則第五条又は法附則第九条 に基づく政令の規定の適用がある。すなわち、分限(程人)、服務(程一二、一五)、懲戒(程一三、一八による一三の準用)、刑事事件に関

して起訴されたときの職務の執行の停止(程一四、一八による一四の準用)がそれである。

芦屋市都市景観審議会規則新旧対照表

(下線部分は,改正部分)

改正案	現行
	_(所掌事務)
	第2条 審議会は,市長の諮問に応じ,次に掲げる事項を調査審議する。
	(1) 芦屋市都市景観条例(平成21年芦屋市条例第25号。以下「条例」
	という。) 第7条の規定による景観形成基本計画の策定に関するこ
	<u>Ł.</u>
	(2) 条例第8条の規定による景観地区の決定及び変更に関するこ
	<u>Ł</u> .
	(3) 条例第23条の規定による景観への配慮方針に関する協議に関
	<u>すること。</u>
	(4) 条例第24条の規定による景観指導基準の策定及び変更に関す
	<u>ること。</u>
	(5) 条例第26条の規定による広告物に係る要請に関すること。
	(6) 条例第30条の規定による景観形成地区等の指定並びに指定の
	解除及び変更に関すること。
	(7) 条例第31条の規定による景観形成方針及び景観形成整備計画
	の策定及び変更に関すること。
	(8) 条例第33条の規定による空地に係る要請に関すること。
	(9) 条例第34条の規定による景観重要建築物等の指定及び指定の
	解除に関すること。
	(10) 条例第35条の規定による保全計画の策定及び変更に関するこ
	<u>Ł.</u>

改正案	現行
	(11) 条例第37条の規定による景観重要建築物等に係る指導及び助
	<u>言に関すること。</u>
	(12) 道路,公園,建築物その他の公共施設の景観形成に関するこ
	<u>Ł.</u>
	<u>(13)</u> 景観形成の調査研究に関すること。
	(14) 前各号に掲げるもののほか、条例の施行についての重要事項
	に関すること。
<u>第2条</u> ~ <u>第5条</u> (省略)	<u>第3条</u> ~ <u>第6条</u> (省略)
	<u>(部会)</u>
	第7条 審議会は,第2条第3号,第11号,第12号及び第13号に掲げる事
	項並びに第14号に掲げる事項のうち、景観に著しく支障を及ぼすお
	それのある行為に関する事項を調査審議するため、部会として芦屋 市都市景観アドバイザー会議(以下「部会」という。)を置く。
	2 部会は、委員2名と特別委員3名により組織する。
	2
	<u>3 前去に属すべる安貞及の特別安貞は、云茂の息足を聴いて申長が安</u> 嘱又は任命する。
	5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。
	6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ
	部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
	7 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。
(幹事)	(幹事)
第6条 審議会に、市職員のうちから市長が任命する幹事若干名を置く	 <u>第8条</u> 審議会に, 市職員のうちから市長が任命する幹事若干名を置く
ことができる。	ことができる。

改正案	現行				
2 幹事は、会長の命を受けて、審議会の担任事務について委員及び臨	2 幹事は,会長の命を受けて,審議会及び部会の所掌事務について委				
時委員を補佐する。	員及び臨時委員を補佐する。				
<u>第7条</u> (省略)	<u>第9条</u> (省略)				
(補則)	(補則)				
第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事	第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な				
項は、会長が <u>審議会に諮って</u> 定める。	事項は、会長が定める。				